

北九州学術研究都市公衆無線LAN利用規約

(目的)

第1条 この規約は、施設利用者が情報を取得及び発信するための利便性の向上を図るために公益財団法人北九州産業学術推進機構(以下「FAIS」という。)が整備した無線によるインターネット接続環境(以下「無線LAN」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(サービスの内容)

第2条 無線LANを利用することができる者(以下「利用者」という。)は、次条に規定する無線LANを利用することができる施設において、当該無線LANを利用してインターネットに接続することができる。

(利用施設、利用場所)

第3条 無線LANを利用することができる施設は、別表のとおりとする。

(利用者の資格)

第4条 利用者は個人とし、法人等による組織的な利用は認めない。ただし、FAISが特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(無線LANの利用)

第5条 WiFi機能を搭載したパソコン等は、利用者が準備するものとする。

2 利用者が利用するパソコン等及びパソコン等の付属機器等に供給する電源は、利用者が準備するものとする。

3 利用者は無線LANの利用に際し、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)」その他の法令等を遵守しなければならない。

4 無線LANの利用を希望する者は、本規約に同意しなければならない。

5 無線LANの利用料金は無料とする。

(利用の停止)

第6条 FAISは、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用を停止することができる。

- (1) 禁止事項に該当する行為を行った場合
- (2) 本規約に違反した場合
- (3) その他利用者として不適切であるとFAISが判断した場合

(禁止事項)

第7条 利用者は、無線LANを通じて次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他者の著作権やその他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他者の財産やプライバシー権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、他者に不利益や損害を与える行為又は与えるおそれのある行為
- (4) 誹謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
- (7) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為
- (8) 性風俗、宗教、政治に関する活動
- (9) ユーザー名及びパスワードを不正に使用する行為
- (10) コンピュータウイルス等の有害なプログラムの使用又は提供する行為
- (11) 通信販売、連鎖販売取引、業務提携誘引販売取引及びその他の目的で特定又は不特

定多数に大量のメールを送信する行為

(12) ファイル共有ソフト等を使用し大量のデータを送受信する行為

(13) ゲーム・電子商取引等公共の施設では相応しく無い行為

(14) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し又は違反するおそれのある行為

2 前項各号に該当する利用者の行為によってFAIS、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合は、利用者は利用後であっても、全ての法的責任を負うものとし、FAISは一切責任を負わないものとする。

(運用の中止)

第8条 FAISは、次の各号のいずれかに該当する場合は、無線LANの利用を中止できるものとする。

(1) 無線LANのシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合

(2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、無線LANの運用が通常どおりできなくなった場合

(3) 無線LANの設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合

(4) その他FAISが無線LANの運用上、一時的な中断が必要であると判断した場合

(免責)

第9条 FAISは、無線LANサービス内容及び利用者が無線LANサービスを通じて得る情報等について、その安全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

2 無線LANのサービスの提供、遅延、変更、中止又は廃止、無線LANサービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩その他無線LANに関連して発生した利用者の損害について、FAISは一切責任を負わないものとする。

3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が負担するものとする。

4 無線LANへの接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとする。無線LAN接続可能機器の種類、基本ソフトウェア、ソフト、Webブラウザ等によって、無線LANを利用できない場合があっても、FAISは一切責任を負わないものとする。

5 利用者が無線LANを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、FAISは一切責任を負わないものとする。

6 FAISは、無線LANの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、特定のWebサイトへの接続を制限すること等ができるものとする。

(本規約の変更)

第10条 FAISは、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附 則

本規約は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

本規約は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

本規約は、令和7年8月1日から施行する。

別表(第3条関係)

利用施設	利用場所
学術情報センター	遠隔講義室他(1F)
	一般図書室(2F)
	専門図書室(2・3F)
産学連携センター 1F	HIBIKINO ODORIVA
産学連携センター 2F	研修室
	中会議室1・2
	小会議室1・2
	特別会議室
事業化支援センター 2F	小会議室
事業化支援センター 3F	ミーティングスペース
技術開発交流センター 1F	展示室
	交流室
技術開発交流センター 2F	宿泊室
会議場	イベントホール
	メインホール
体育館	アリーナ

摘要 電波伝搬の状況により、この表に掲げる利用場所内であっても利用できない場合がある。